

出展申込書・契約書

当社(出展者)は、裏面記載の出展規程内容を十分に確認し、これを承認したうえで、「第23回国際オートアフターマーケットEXPO2026(会期:2026年2月12日(木)～14日(土))」への出展(スペース)を国際オートアフターマーケットEXPO実行委員会(以下、実行委員会)宛に申込みます。また当社(出展者)は、実行委員会が定めるその他の規程(出展要項等)を遵守することに同意します。

必要事項を記入し、捺印の上、下記事務局宛にメールもしくはFAXにてご提出ください。その後、原本をご郵送ください。

なお、捺印後、カラーでのスキャンデータをメールでお送りいただける場合、原本郵送の必要はございません。

申 込 日	年 月 日		
法 人 名	和文	フリガナ	
	英文	※国内出展者様も必ずご記入下さい	
所 在 地	〒□□□-□□□□		
連 絡 先	TEL.	FAX.	URL.
代表者名	役職	氏名	
担 当 者	部署	氏名	
	役職		
	E-mail	@	
共同出展者 ※共同出展者名がある 場合のみご記入下さい	和文	フリガナ	英文

出品予定製品 ※webサイト・メールマガジン等に掲載させていただきます	
--	--

■出展小間・料金

☐ 通常小間出展 ¥330,000 (税別) × 小間 = ¥ (税別)
割引 <1小間あたり10,000円> ☐ 主催者構成団体割引 ☐ 前回 (IAAE2025) 出展割引 ☐ 早期申込割引 (9/30まで) = ▲ ¥ (税別)
☐ 展示台出展 [1または2展示台] ¥120,000 (税別) × 展示台 = ¥ (税別)
[3展示台以上] ¥110,000 (税別) × 展示台 = ¥ (税別)
合計金額 ¥ (税別)

出展者プレゼンテーション(無料)

☐ 申し込む ☐ 申し込まない

※1社1枠(45分間)のみとなります。
※枠に限りがあるため先着順となります。

■出展規程について (支払方法、解約 他)

裏面出展規程をご高覧のうえ、右欄の□にチェックをお入れください。

☐ 出展規程を確認し、同意しました。

特記事項	備考
■小間/展示台の出展スペース位置をお選び頂くことは出来ません。事務局にて決定させていただきます。 ■本紙にご記入の内容は、今後事務局が作成する印刷物等に記載させていただきます。 ■英文出展者名にご記入なき場合は、ローマ字表記とさせていただきます。 ■フロアプランにつきましては来場者の便宜を考慮し、出展製品に基づくゾーン分けを予定しております。	

提出先 国際オートアフターマーケットEXPO運営事務局

〒108-0072 東京都港区白金1丁目12-2 JC Residence 2F 株式会社ジェイシーレゾナンス内
TEL. 03-5422-9446 FAX. 03-5422-9149 E-mail. information@iaae-jp.com

事務局印

出 展 規 程

1. 出展小間／展示台の引き渡し・装飾

通常小間は1小間当たり9㎡(3m×3m)とし、出展申込最小単位は1小間となります。
また、原則としてスペース渡しで、隣接する小間がある場合のみ高さ2.7mの仕切りパネル(システムパネル・白)を施工した状態で引き渡します。
装飾については、別途各出展者の手配にて行って下さい。
展示台出展スペースは1展示台(壁面パネル:w990 x h2700、展示台:w990 x d700 x h920 [単位mm])とし、出展申込最小単位は1展示台となります。規定の電気工事・照明器具の費用は展示台出展料金に含まれます。大規模な造作はご遠慮下さい。

2. 出展料金支払方法

- ①本紙を実行委員会にご提出頂いた後、事務局より発行する請求書に従い、記載された期限までに下記の指定銀行口座までお振込下さい。
- ②出展料金を期限内にお支払いいただけない場合は、出展申込を取消させていただきますことがあります。
- ③振込先指定銀行口座
銀 行：三菱UFJ銀行 築地支店
口 座：普通口座
口座番号：0056398
口座名義：株式会社ジェイシーレゾナンス
※振込手数料は申込者にてご負担願います。
- ④支払期限：2026年1月9日(金)
- ⑤支払方法は銀行振込とし、手形等によるお支払いはお受けできません。

3. 出展契約の解約

出展申込書・契約書提出後の解約は原則として認められませんが、実行委員会がやむを得ないと認めた場合は解約を了承します。出展者は、書面にて実行委員会宛に解約願を提出するものとします。
出展申込書・契約書提出後の解約につきましては、出展料金のお支払い前後に関わらず下記の要領でキャンセル料を申し受けます。
・2025年12月31日まで…出展料金(税込合計金額)の30%
・2026年 1月 1日以降…出展料金(税込合計金額)の100%(全額)
※スペースの一部解約の場合も同様とします。
実行委員会は支払われたキャンセル料に関係なく、解約されたスペースを自由に再割当てする権利を有するものとします。解約された小間／展示台がその後、別の出展者に割当てられた場合でも、解約をした出展者は解約料の支払い義務を免除されないものとします。

4. 小間／展示台の配置

出展小間／展示台の割当は出展申込の順番や小間／展示台数、展示内容や搬出入の難易度等を勘案のうえ、実行委員会にて決定します。又実行委員会は、展示効果向上・来場者誘導経路等の都合上、小間／展示台位置の再割当の権利を有するものとします。ただし、実行委員会が必要と認める場合以外にはそのような変更は行わず、又、変更が必要な場合は当該出展者にその旨を通知するものとしますが、実行委員会はそれらの変更により出展者が受ける損害を賠償する責に任じないものとします。

5. 規程の制定及び遵守

「国際オートアフターマーケットEXPO」(以下、本展示会)は、実行委員会が統一的なテーマのもとに企画・運営するものであり、その成功のために、実行委員会は、本展示会の開場及び閉場時刻、入場の資格、その他の入場に関する事項、出展品の展示及び装飾の方法、本展示会会場及び小間／展示台の使用法、来場者に対する接遇方法、清掃、警備、安全管理、その他本展示会の運営に関し、出展要項などにおいて必要な規程を制定することが出来るものとします。出展者はこれらの規程及び指示を遵守し、これに従い、他の出展者の妨げにならないように展示を行うものとします。実行委員会は、出展規程及び装飾規程に違反した出展者に対し、その修正と、場合により撤去を命じることが出来ます。

6. 設営・展示・撤去期間

実行委員会は出展者に対し、設営・展示・撤去期間などについては、出展要項にて通知します。出展者は、出展要項にて定める準備期間内に搬入・施工を行い、2026年2月12日(木)の本展示会の開会までに小間／展示台の設営を完了するものとします。
又、展示・装飾物を、2026年2月14日(土)の閉会時間以前に撤去することは固く禁止され、2026年2月14日(土)の実行委員会の定める時刻までに撤去するものとします。

7. 展示物の管理等

開催期間中は、出展者は責任をもって自社の出展スペースに常駐し、来場者への対応、展示物の保護、維持管理にあたるものとします。実行委員会は管理要員や警備員を配置し会場全般の管理にあたりますが、実行委員会または履行代行者の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、出展者が受ける損害を賠償する責任を負うものではありません。又、展示物が未到着の場合といえども、出展者は出展料金の支払い義務を負うものとします。

8. 消防法規等

出展者は会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

9. 清掃

出展者は準備期間中、開催期間中、撤去日において、その割当出展スペースを清潔に保ち、くず類が堆積しないように必要な措置を取って下さい。又、装飾施工・撤去時に出る残材等は必ず出展者にてお持ち帰り下さい。

10. 小間の譲渡、貸与の禁止

出展者は割り当てられた出展スペースの全部または一部を、有償無償を問わず第三者に譲渡、貸与もしくは相互交換することは禁止されています。
また、販売代理店が定められている国(中国、台湾など)の企業は、該当国の専任代理店へ出展申込をする必要があります。実行委員会に許可なく出展者または第三者が意図的に販売代理店を経由しない場合、不適切とみなし出展資格を取り消す場合があります。

11. 撮影

本展示会場内でのカメラ、ビデオ、テープレコーダーその他の視聴覚機器による写真、映画、ビデオ等の映像の撮影は実行委員会及び実行委員会が認めた報道関係者のみがなし得るものとし、出展者はその撮影・取材に関してはできる限りの協力をするものとします。出展者による撮影は自社出展スペース内に限るものとし、それ以外の部分の撮影を希望する場合は、必ず事前に実行委員会にその撮影許可を申請するものとします。

12. セミナー、出展者プレゼンテーション

セミナー、出展者プレゼンテーションに関する著作権その他の一切の権利は実行委員会に帰属しており、撮影されたコンテンツ視聴については実行委員会への利用許可を申請するものとします。

13. 本展示会の中止

実行委員会は本展示会の開催に向け最善の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない事由に限り本展示会を中止し、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、本展示会が、出展者の責に帰すべき理由、又は、原子力危険・放射能危険・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候等の自然災害、パンデミック、政治若しくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本契約が解除されたものであるときは、実行委員会は出展者に対し出展料金を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。
その他の理由により中止された場合は、実行委員会は出展者に対し、出展料金に本展示会の開催日数(3)を分母とし、残存開催日数(本契約の解除日を含まない)を分子とする分数を乗じて得た金額を出展者に返還しますが、本契約の解除によって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

14. 実行委員会による解除

出展者は、割当出展スペース内への来場者の入場を許可し、又、展示が常にここに定められた出展規程及びその他の規程に合致するように努めることとします。出展規程に合致しない場合は、実行委員会は催告を要することなく直ちに出展料金の返還を一切することなく本契約を解除できるものとし、理由の如何に関わらず、展示物・出展者あるいはその代理人を拒否し、排除する権利を有します。又、実行委員会がやむを得ない理由により出展者を排除し契約を解除する場合においては、実行委員会は排除の時点における残存開催日数をもととする未使用出展料金を出展者へ返還するものとします。
上記何れの場合においても実行委員会は、本契約の解除によって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

15. 会期・会場、開場時間の変更

実行委員会は、やむを得ない事情により本展示会の会期・会場・開催形態及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込の取消し、出展契約の解除はできません。又、実行委員会はこれによって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。